平成２７年（フ）第２２６号
北海道中川郡幕別町札内北栄町２番地の１
ケアホームほくえい２－１
債務者　中内　祐子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
山形県鶴岡市道田町20番26号アッシュメゾネット　ベイⅢ101、前住所山形県鶴岡市大塚町39番43号レオパレスグリーンシャトー102
債務者　工藤　豊和
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第７３号
福島県会津若松市西栄町９番10号、前住所福島県会津若松市中島町９番９号　ヒル・ラ・ヴィレット204
債務者　鈴木　敏也
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第８０号
福島県会津若松市中央２丁目４番25号、前住所福島県会津若松市西栄町１番60号　アーバンスクエア101
債務者　小松　典夫
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
群馬県太田市下浜田町334番地２　ブラントロアⅡ－101号、前住所群馬県太田市新井町81番地３　サンデュエル太田セントラルスクエア60
債務者　久光　孝幸
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２７５号
愛知県江南市東野町神上129番地　パークシティ江南三番街206号
債務者　金子智東至
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３６３号
奈良県生駒市あすか野北１丁目４番１号
債務者　江尾　直美
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３０８号
香川県高松市屋島西町2316番地１　県住21－402
債務者　三木　啓子（旧姓鬼塚）
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９９号
沖縄県那覇市前島２丁目16番13号　シティーコート南西202
債務者　山城　匠平
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４９号
宮城県柴田郡大河原町字西桜町22番地11
コーポフレール101号
債務者　佐藤　七郎
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第１７３９号
名古屋市西区栄生３丁目３番２号（コーポにしき６号）
債務者　青山　三郎
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９４５号
兵庫県三木市別所町朝日ケ丘936番地の33
市営朝日ケ丘南団地１号棟106号、申立時の住所兵庫県三木市緑が丘町中３丁目４番地の２
債務者　西村　敬次
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９５０号
神戸市東灘区深江北町３丁目10番５号メゾンシャテーニュ310号、従前の住所神戸市北区鹿の子台北町７丁目10番１号
債務者　仲村　哲治
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７５号
神戸市長田区浜添通２丁目１番28号101号、従前の住所神戸市長田区二葉町３丁目４番１－302号
債務者　福岡　早織（旧姓南）
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１００３号
神戸市中央区割塚通５丁目２番７号　ツインマンション305号
債務者　縄田ひとみ
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４８号
青森県八戸市桜ケ丘４丁目12番２号　コーポサンフィールド202号、前住所青森県八戸市大字湊町字下大久保道16番地１　ペレールＳ－Ｅ号室
債務者　上村　勝利
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係